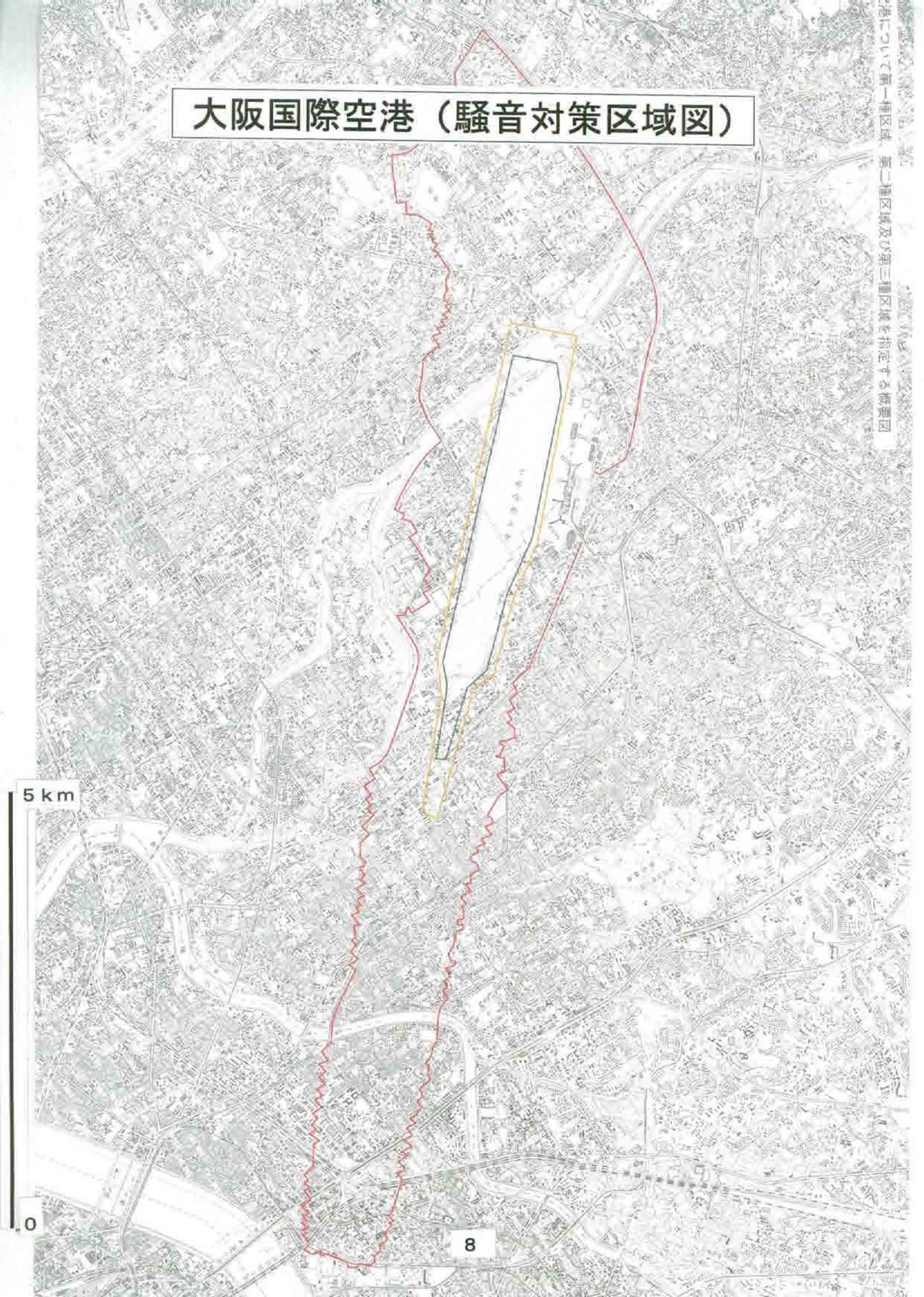


大阪国際空港（騒音対策区域図）

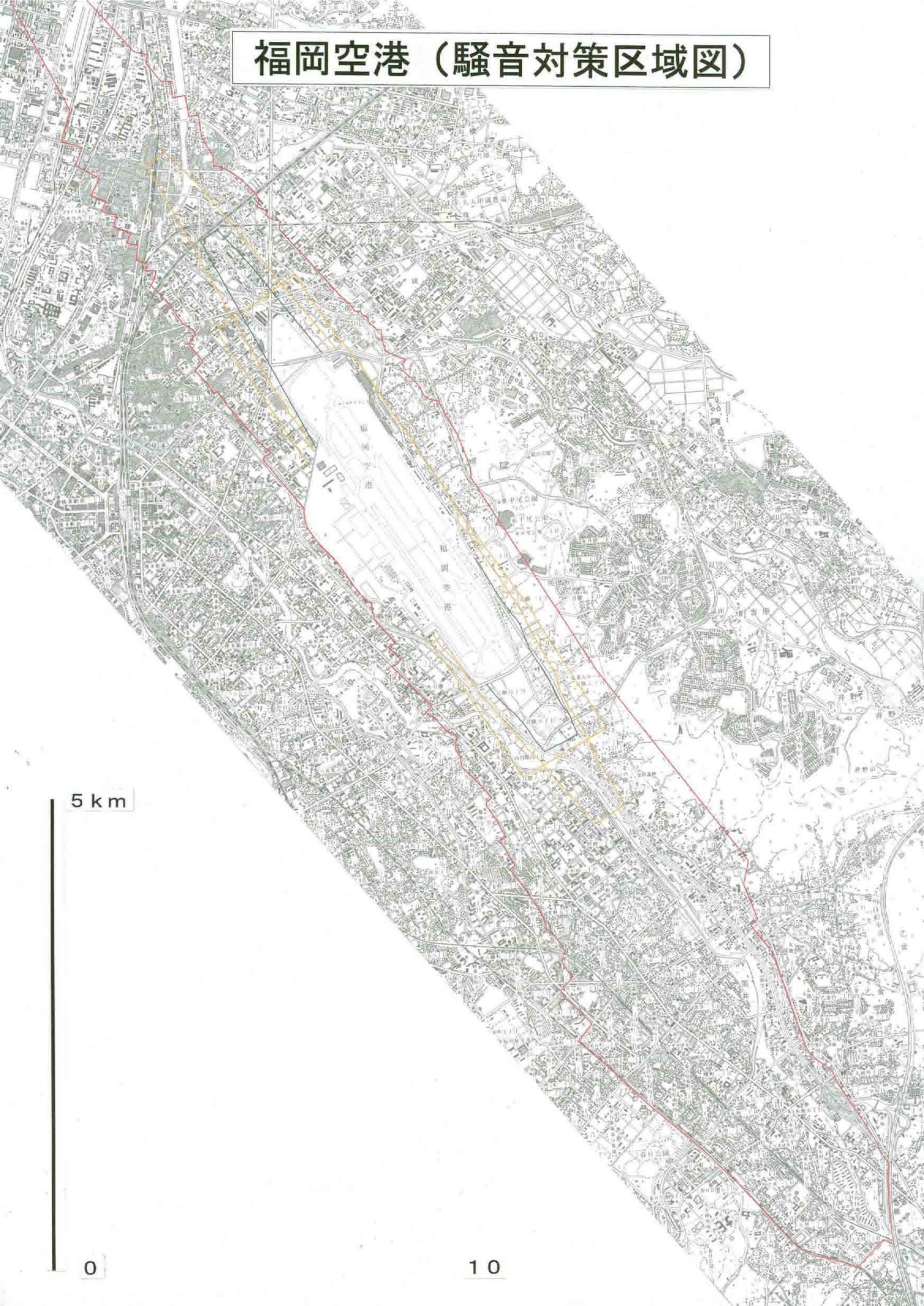
空港について第一種区域、第二種区域及び第三種区域を指定する概要図



福岡空港（航空写真）



福岡空港（騒音対策区域図）



5 km

0

10

① 緑地造成事業

政策的意義

- 航空機騒音の緩和
- 航空機騒音対策の抜本策である移転補償により生じる虫食い状の移転跡地について、周辺地域の要望も踏まえ、地域の生活環境改善に有効な土地利用を図ることができる。

事業の概要

- 騒防法第9条の2に定める第3種区域において、国の委託を受け、航空機騒音の緩和を目的として移転跡地の造成・植栽を実施し、緩衝緑地帯を整備する。
- 航空機進入直下地域を中心として、周辺地域との調和を図るため、都市計画に基づき国・地方公共団体が共同で行う緑地整備のうち国事業部分を、国からの委託により行う。

現 状<大阪>

■用地取得（平成17年度末現在）

都市計 画緑地 (50ha)	公共用地(27ha)	
	取得す べき土 地 (23ha)	取得済(14ha)
		未取得 (9ha)
		事業認可区域内(2ha) 事業認可区域外(7ha)



豊中市勝部(緩衝緑地)

■緑地造成（平成17年度末現在）

			整備主体	造成済	未造成
都計緑地 (50ha)	緩衝緑地 (36.5ha)	1期 (17.3ha)	国(11ha)	7.1ha	3.9ha
			地公体等 (6.3ha)	3.5ha	2.8ha
		2期(19.2ha)	未定	—	19.2ha
利用緑地(13.5ha)		地公体	7.2ha	6.3ha	
都計緑地外	緩衝緑地(7.4ha)	国	1.5ha	5.9ha	
計	(57.4ha)			19.3ha	38.1ha

現 状<福岡>

■緑地造成（平成17年度末現在）

	整備主体	造成済	未造成
緩衝緑地	国(55.1ha)	15.0ha	40.1ha

今後の見通し

- 都市計画に基づき緑地を整備、第3種区域については移転補償の進捗に応じて緩衝緑地を整備

<大阪>

- ・都市計画緑地の用地取得残面積:9ha
- ・造成対象面積:29ha
(※事業承認認可未取得面積19.2haを含む)

<福岡>

- ・都市計画緑地予定区域を含め移転補償完了後造成に着手すべき土地(緩衝緑地):40.1ha

② 再 開 発 整 備 事 業

政策的意義

- 騒音斉合施設の整備により、騒音に強い土地利用に転換を図ることができる。
- 航空機騒音対策の抜本策である移転補償により生ずる移転跡地について、周辺地域の要望も踏まえ、地域の生活環境改善に有効な土地利用を図ることができる。
- 都市計画緑地内の非住居系施設が移転する際の代替地として活用できる。

事業の概要

- 騒防法第8条の2に定める第1種区域において、航空機騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設(騒音斉合施設(倉庫等))の用に供する土地の造成、管理及び譲渡を行う。
- 騒防法第9条第1項に定める第2種区域内の移転補償跡地の使用許可を受け、当該土地に騒音斉合施設を設置し、第三者に貸し付ける。

現 状

■現在実施中の事業

<大阪>

用地取得(平成17年度末までの累計) 10.9ha
土地借受(平成17年度末現在) 6.0ha

(土地借受の事例)

家電量販店 21,619㎡
自動車用品店 7,768㎡

<福岡>

土地借受(平成17年度末現在) 5.7ha

(土地借受の事例)

ホームセンター 17,760㎡
スーパーマーケット 11,804㎡



伊丹市(家電量販店)



福岡市(ホームセンター)

今後の見通し

○事業者、地域のニーズに応じて事業を実施

■今後、事業対象となる地域(第2種区域内)

<大阪>

移転補償事業対象残面積 15.3ha
借受可能移転補償跡地面積 1.4ha

<福岡>

移転補償事業対象残面積 106.6ha
借受可能移転補償跡地面積 15.6ha

■大阪、福岡とも、第1種区域においても事業者、地域のニーズに応じて事業を実施

③ 代替地造成事業

政策的意義

○代替用地の確保により、円滑な移転補償を推進することができる。

(移転補償事業、再開発整備事業及び緑地造成事業により住居を移転する居住者との交渉にあたっては、代替地の要望がなされることが多い。)

事業の概要

○移転補償事業、再開発整備事業及び緑地造成事業により住居を移転する者のため、移転先の用地を取得・造成し、提供する。

現 状

■代替地への移転状況

	移転戸数	うち代替地への移転戸数	代替地造成地区
大阪	1,835	503	豊能郡能勢ときわ台 川西市清流台 外20地区
福岡	656	159	糟屋郡宇美町ひばりが丘 福岡市博多区月隈 外13地区
合計	2,491	662	

※戸数は平成17年度末までの累計

■代替地の譲渡面積

大阪 16ha、 福岡 10.5ha

今後の見通し

○移転補償対象者のニーズに応じて事業の実施

■第2種区域内の移転対象残住居系戸数
(都市計画緑地内を含む)

大阪 127戸
福岡 1,060戸

④ 民 家 防 音 事 業

政策的意義

○航空機騒音に係る環境基準を達成することが困難な地域においては、当該地域に引き続き居住を希望する者に対し家屋の防音工事を行うことにより、環境基準が達成された場合と同等の屋内環境を保持することとなり、民家防音工事を実施することにより、当該地域居住者の屋内における生活環境改善を図ることができる。

事業の概要

○騒防法第8条の2に定める第1種区域指定の際、現に存在した住宅に対し、国から助成を受けて、住宅防音工事及び同工事により既に設置された空気調和機器の機能回復工事等の助成を行う。

現 状

■民家防音事業の対象世帯数

大阪 62,600世帯 (※平成12年の区域見直し後)

福岡 37,800世帯

■民家防音事業の実績(平成17年度末までの累計)

	大 阪 (※平成12年の区域見直し後)	福 岡
防音工事(件数)	約 61,000	約 35,000
機能回復工事(台数)	約 95,000	約 14,000
再更新工事(台数)	約 24,000	約 3,000

※1 防音工事、機能回復工事には、告示日後に係る工事件数を含む。

※2 防音工事件数には、追加工事の件数を含む。

今後の見通し

○住宅防音工事、空調機器の更新工事等の申請に応じて事業を実施。

○既に防音工事・機能回復工事等が実施された家屋に関しても一定期間経過後に所要の機能が失われている場合には更新を行う必要があり、対象家屋数は原則として減少しない。

⑤ 移 転 補 償 事 業

政策的意義

○移転補償は、航空機騒音対策の抜本策である。

事業の概要

○騒防法第9条第1項に定める第2種区域指定の際、現に存在した住宅等を区域外へ移転又は除却するときの建物の補償及び土地の買入れを、国から委託を受けて行う。

現 状

○移転補償の進捗率は、大阪で38%、福岡で40%である。

<大阪> (※面積は、平成元年の区域見直し後)

移転補償対象面積

(都市計画緑地、河川等を除く) 24.8ha

移転補償済面積 9.5ha

進捗率 38%

<福岡>

移転補償対象面積 178.4ha

移転補償済面積 71.8ha

進捗率 40%

(平成17年度末現在)

今後の見通し

○移転補償対象者の申請に応じて事業を実施

■移転補償対象残面積

大阪 15.3ha

福岡 106.6ha



伊丹市桑津(移転補償跡地)